

山口県原子力安全顧問設置要綱

(目的)

第1条 上関原子力発電所に関し、知事意見に係る国の安全審査等の対応状況の評価・検証等を行うとともに、関係部局の総合調整を図るために設置される「上関原子力発電所の安全確保等に関する連絡調整会議」（以下「上関発電所連絡調整会議」という。）に対し、学識経験者の専門的・技術的な助言を得るため、山口県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を置く。

(職務)

第2条 顧問は、知事からの求めに応じ、上関原子力発電所の安全性に関する専門的・技術的事項について、必要な助言等を行う。

2 顧問は、上関発電所連絡調整会議会長の求めにより同会議に出席し、必要な助言等を行う。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は概ね2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第4条 顧問に関する庶務は、産業労働部産業政策課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。